別表第二の一四の項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表中

二四　廃酸又はつては、廃棄る施設を有する。）		

を

二四　つてる施る。）		
二五　つてる施る。）		

に改

廃アルカリ（国内において生じたものにあ物処理令別表第五の二五の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じたものに限	ダイオキシン類	試料一リットルにつきダイオキシン類一〇ピコグラム以下
廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあは、廃棄物処理令別表第五の二四の項の中欄に掲げ設を有する工場又は事業所において生じたものに限	一・四―ジオキサン	試料一リットルにつき一・四―ジオキサン〇・五ミリグラム以下
廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあは、廃棄物処理令別表第五の二五の項の中欄に掲げ設を有する工場又は事業場において生じたものに限	ダイオキシン類	試料一リットルにつきダイオキシン類一〇ピコグラム以下

」

める。

附　則

この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

［別紙３―４―１］

廃棄物の種類、量及び保管並びに処分方法の総括表

南極地域活動の区分			番号			
廃棄物の種類		内訳	発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分						
汚水及び生活排水（グループ１）	汚水及び生活排水（政令第４条）					
汚水及び生活排水以外の液状の廃棄物（グループ２）	処分が禁止される液状の廃棄物	液状の廃油（政令第３条第２号）				
		廃駆除剤（政令第３条第３号）				
		有害な物質を含む液状廃棄物（政令第３条第４号）				
		廃培養液（政令第３条第５号）				
	その他の液状の廃棄物					
可燃性の固形状の廃棄物（グループ３）	処分が禁止される固形状の廃棄物	固形状の廃油（政令第２条第２号）				
		石炭及び石炭から製造した固形燃料であって不要物であるもの（政令第２条第３号）				

〇環境省令第二十号

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律六十号）の施行に伴い、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日　　環境大臣　石原　伸晃

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（処分が禁止される放射性物質）

第二十一条の二　令第二条第一号の環境省令で定めるものは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第一条第一号から第五号までに掲げるもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十四条に定める限度を超えない核原料物質を除く。）及びこれらにより汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項の確認を受けたもの又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十三条の二第一項の確認を受けたものを除く。）とする。

第二十三条第一項中「第三条第三号」を「第三条第四号」に改める。

第三十三条第一項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第二項」に改め、同条第二項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第三項」に改める。

様式第１［別紙３―４―１］を次のように改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可